

# 国土強靭化地域合同計画（概要版）

発行

長南町 総務課 (TEL:0475-46-2111)  
〒297-0192 千葉県長生郡長南町長南2110

## 1. 計画の趣旨

2013年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国は「国土強靭化基本計画」（以下、「基本計画」という。）、千葉県は「千葉県国土強靭化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、取組が進められてきました。

2019年には、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和元年東日本台風（台風第19号）等の風水害による被害・影響から、事前の防災対策や関係機関との連携の重要性等が明らかになりました。

一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町の5町村は、茂原市と白子町を含めた長生郡内7市町村において、長生郡市広域市町村圏組合などの広域行政による連携を図っています。この強みを生かして、連携・相互補完により地域全体の防災力向上に資するために、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる国土強靭化地域合同計画（以下「本計画」という。）を5町村合同で策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づいた、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画として、基本計画および県地域計画との調和を保ち策定するものとします。また、国土強靭化の観点から、5町村が有する様々な分野における計画の指針となるものです。したがって、本計画の見直しを図った場合は、町内の国土強靭化に関する各計画においても、整合を図るよう見直しや改定等を行います。

## 3. 計画の推進期間

本計画の推進期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。本計画（共通編）は、施策の推進や災害事象への調査研究、技術開発の最新知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに、計画の見直しを行います。本計画（長南町編）は、具体施策の推進状況を踏まえて、各町村が必要な時期に計画の見直しを行います。

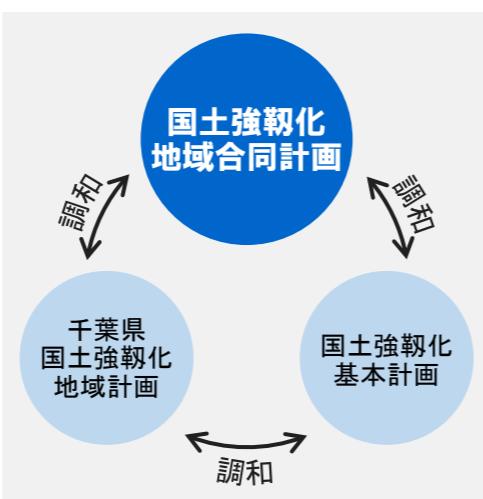
また、本計画は、進捗管理の指標（施策の評価指標）に基づいて、施策の進捗状況を適切に管理・運用することで、施策の着実な推進を図ります。



令和元年房総半島台風（台風第15号）での温水シャワーサービス実施の様子  
(むつざわスマートウェルネスタウン)



令和元年房総半島台風（台風第15号）での自衛隊の活動の様子（睦沢町総合体育館）

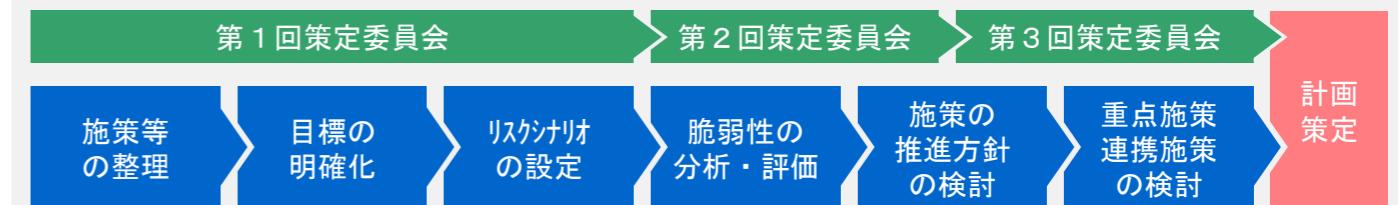


国土強靭化地域合同計画の位置づけ



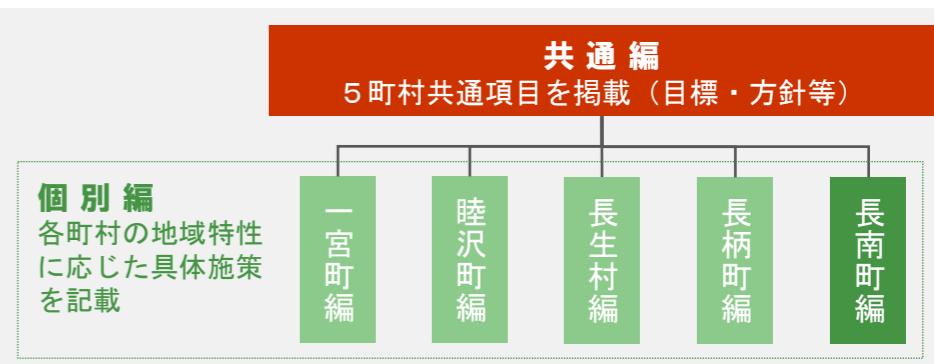
## 4. 計画策定の手順

本計画は、「国土強靭化地域合同計画策定委員会」を開催して策定に必要な検討を行いました。



## 5. 計画の構成

本計画は、5町村における地域特性や共通の指針等を記載した「共通編」と、地域特性を踏まえて5町村が具体的に取り組む施策を記載した「個別編」から構成されます。



### 共通編の目次構成

第1章 国土強靭化の基本的な考え方	1-1 計画の理念 (1) 計画策定の主旨 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の推進期間 (4) 計画策定手順
第2章 地域特性及び脆弱性評価	1-2 基本的な考え方（目標・方針） (1) 基本目標 (2) 事前に備えるべき目標 (3) 基本的な方針
第3章 国土強靭化の推進方針	2-1 地域特性 (1) 自然的特性 (2) 社会的特性
第4章 計画の不断の見直し	2-2 想定するリスク (1) 想定する大規模自然災害 (2) 被害の想定となる過去の災害 (3) 参考とする他都道府県の大規模自然災害の事象
	2-3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
	3-1 施策分野の設定 3-2 脆弱性分析・評価 3-3 国土強靭化の推進方針 (1) 5町村が取り組む施策の推進方針 (2) 5町村が連携して取り組む施策の推進方針 (3) 各町村における備蓄の充実化
	4-1 計画の推進・進捗管理(PDCA) (1) 計画の推進 (2) 計画の進捗管理 4-2 計画の見直し

### 長南町編の目次構成

第1章 国土強靭化地域合同計画（個別編）の位置づけ	1-1 計画の理念 (1) 計画策定の主旨
第2章 長南町において想定するリスクおよび脆弱性評価	2-1 長南町において個別に想定するリスク 2-2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
第3章 長南町における国土強靭化の推進方針	3-1 長南町として取り組む施策の推進方針 3-2 施策の重点化 (1) 長南町における重点施策の一覧 3-3 5町村が連携して取り組む施策の推進方針



笠森觀音（国指定重要文化財）

## 6. 施策の推進方針

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	災害事象	該当有無					※【再掲】表記は本計画の本文上の記載を引用しているため、概要版では紙面の都合により、再掲項目でない項目の記載が省略されている場合がある。	主な施策の推進方針(抜粋) 長南町編	
				宮	一	沢	陸	生	長	柄	長
1 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1 建築物等の大規模倒壊や火災による死傷者の発生	地震	○	○	○	○	○	住宅・建築物の耐震化、住宅・建築物の不燃化	・建築物の所有者に対する耐震化実施の周知・支援等を実施する(耐震化に当たっては構造部材だけでなく、非構造部材の耐震化や家具転倒防止対策についても同様に支援)。	
		1-2 広域にわたる大規模津波による死傷者の発生	津波	○	-	○	-	-	津波避難体制・環境の充実・強化、広域的避難の枠組み整備	(長南町は該当なし)	
		1-3 気候変動等に伴い激甚化・頻発化する河川氾濫、内水氾濫による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	豪雨、洪水	○	○	○	○	○	水害に強い地域づくり、集中豪雨等に対応した排水施設の保全・整備、浸水害からの避難体制・環境の充実・強化	・県と連携して、河道掘削や築堤等による河道改修を実施する。 ・県と連携して、排水機場等の河川管理施設の老朽化対策を実施する。 ・県と連携して、調節池や流域貯留浸透施設等を整備する。	
		1-4 土砂災害による死傷者の発生	土砂災害	○	○	-	○	○	土砂災害の防災対策、防災重点ため池の防災対策、土砂災害からの避難体制・環境の充実・強化	・指定緊急避難場所や避難所等の避難先の避難環境を整備する。【再掲】 ・被害想定の変更など必要に応じて洪水・土砂災害ハザードマップの見直しを実施する。【再掲】	
		1-5 暴風や竜巻による死傷者の発生	暴風、竜巻	○	○	○	○	○	自助・共助による地域防災力強化の支援【再掲】、ICT等の情報伝達手段を活用した多様な主体者に対する防災情報伝達の充実・強化【再掲】	・台風が発生する前の事前避難の必要性や避難先、避難方法等について理解するための防災教育・研修や訓練等を実施する。	
		1-6 住民等の避難行動の遅れによる死傷者の発生	共通	○	○	○	○	○	災害情報伝達手段の多重化・多様化、避難所・福祉避難所の確保(新型コロナウイルス感染症対策を含む)	・地域コミュニティによる避難行動要支援者の避難体制の充実・強化を実施する。【再掲】 ・住民に対して防災情報等が迅速かつ確実に伝わるよう、多様な情報発信手段を確保する。【再掲】	
		1-7 住民等が災害リスクを十分に認識していないことによる死傷者の発生	共通	○	○	○	○	○	自助・共助による地域防災力強化の支援【再掲】、学校における防災教育の充実	・地域の災害リスクや平時・災害発生前後における対応方法等について理解するための周知する防災教育・研修や訓練等を実施する。【再掲】 ・各教科や総合的な学習の時間など、様々な分野と防災を関連付けた防災教育を実施する。	
2 地域及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での物資・エネルギー供給の停止(食料・飲料水、電力、燃料等)	共通	○	○	○	○	○	長生グリーンラインの供用に係る沿道等の防災機能充実・強化、多災害を考慮した受援体制の整備・強化	・民間事業者と災害時エネルギー供給に関する協定を締結する。 ・災害時受援計画を策定する。	
		2-2 長期にわたる孤立集落等の発生	共通	○	○	-	○	○	ヘリコプターによる対策の充実	・孤立時ににおいては在宅における避難生活が必要であること、外部との複数の通信手段の確保、飲料水、食料、常用薬などの備蓄の必要性等について理解するための防災教育・研修を実施する。	
		2-3 救助・救急活動等の絶対的不足	共通	○	○	○	○	○	エネルギー供給体制の確保【再掲】、常備消防力の強化	・長生郡市広域市町村圏組合と連携して、消防の情報収集・救援救助体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備や、通信基盤・施設の堅牢化・高度化を実施する。	
		2-4 長期の帰宅困難者の発生	共通	○	○	○	○	○	災害情報伝達手段の多重化・多様化【再掲】、帰宅困難者対策	・地域の避難所や公共施設、集客施設等における、帰宅困難者の発生を前提とした備蓄や受け入れ体制等を整備する。 ・災害時に帰宅困難者の一時滞在可能な施設を確保・整備する。	
		2-5 医療機能の絶対的不足・麻痺	共通	○	○	○	○	○	医療機能継続のための防災対策、広域医療体制の充実・強化	・長生郡市広域市町村圏組合や茂原市長生郡医師会、保健所等と連携した広域医療救護所設置・運営訓練を実施する。	
		2-6 被災地での疫病・感染症等の大規模発生	共通	○	○	○	○	○	災害対応従事者における感染症拡大防止対策、予防接種や消毒、害虫駆除等の実施、広域火葬体制の構築	・感染症の発生・蔓延を防ぐために、平時から予防接種を促進する。	
		2-7 避難生活における被災者の健康状態悪化(劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理等)	共通	○	○	○	○	○	避難所・福祉避難所の確保(新型コロナウイルス感染症対策を含む) 【再掲】、避難所外避難者支援の充実・強化(新型コロナウイルス感染症対策を含む)	・指定避難所や福祉避難所となる施設において、良好な避難生活環境(冷暖房設備、自家発電設備の設置・増強等)を整備する。 ・避難所外避難者に対しても必要な支援が行き届くように、避難所外避難者の把握・支援体制の整備・強化を実施する。	
3 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による生活安全面の不安	共通	○	○	○	○	○	警察機能の維持・強化、信号機電源付加装置の整備推進	・防災関連施設の防災機能維持・強化(耐震化、バリアフリー化、老朽化対策等)を実施する。【再掲】	
		3-2 行政機関の機能が大幅に低下することによる災害対応の停滞(リードタイムの対応、関係機関との連携等)	共通	○	○	○	○	○	非常通信手段の確保、行政機能の維持、行政機関等の災害対応力向上	・災害時職員対応マニュアル、業務継続計画に基づいた実践的な訓練を実施する。 ・行政機関等の職員の災害対応能力向上のための、研修・訓練を実施する。	
		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 情報通信機能・情報サービスの機能停止による情報収集・伝達ができない事態	共通	○	○	○	○	○	災害情報伝達手段の多重化・多様化【再掲】、非常用電源の確保【再掲】	・災害対応等で活用が想定される公共施設等において、非常時にも継続的に電源を確保するために、非常用発電機や自立・分散型エネルギーの導入等を実施する。【再掲】 ・住民に対して防災情報等が迅速かつ確実に伝わるよう、多様な情報発信手段を確保する。【再掲】
		5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 地域経済活動の麻痺・停止(サプライチェーンの寸断、物流機能停止、エネルギー供給停止や金融サービス停止等)	共通	○	○	○	○	○	道路ネットワーク機能強化【再掲】、民間企業における事業継続の取組推進(テレワーク環境整備等)	・災害時に、町内の企業や町外に勤務している町民が事業継続を行うことができるよう、公共施設等にテレワーク等が実施できるような無線通信LAN(Wi-Fi設備)等の環境整備を実施する。
		5-2 生産活動の低下・麻痺(生産基盤の機能停止、異常渴水による用水供給途絶等)	共通	○	○	○	○	○	上水道施設等の耐災害化・維持管理、農地・農業水利施設等の保全管理	・農山漁村の防災・減災対策や農林水産業の基盤整備を実施する。 ・県と連携して、非かんがい期のため池を活用した低水位管理を実施する。	
		6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1 エネルギー供給の長期間にわたる機能停止(電力、都市ガス、LPガス、石油等)	共通	○	○	○	○	○	エネルギー供給体制の確保【再掲】、非常用電源の確保【再掲】	・民間事業者と災害時エネルギー供給に関する協定を締結する。 ・物資輸送ルート確保に向けて、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、協力要請手続き、協力内容の確認や更新を実施する。【再掲】
		6-2 上下水道の長期間にわたる供給停止	共通	○	○	○	○	○	下水道施設等の対災害化・維持管理【再掲】、応急給水体制の整備【再掲】、上水道施設等の対災害化・維持管理【再掲】	・長生郡市広域市町村圏組合と連携して、応急給水施設や応急給水資機材等を整備する。【再掲】 ・長生郡市広域市町村圏組合と連携して、災害時の円滑な応急給水活動に向けた研修・訓練を実施する。【再掲】	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池・防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	7-1 ため池・防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	共通	○	○	○	○	○	土砂災害の防災対策【再掲】、防災重点ため池の防災対策【再掲】、農地・農業水利施設等の保全・管理【再掲】	・防災重点ため池についてため池ハザードマップを作成する。【再掲】	
		7-2 降灰による二次被害の発生	火山	○	○	○	○	○	富士山噴火による降灰対策	・富士山噴火による降灰被害は広域範囲に及ぶため、火山灰による被害を軽減する対策を実施する。	
		7-3 有害物質の大規模拡散・流出による二次被害の発生	共通	○	○	○	○	○	危険物取扱施設の耐災害性強化	・危険物取扱施設の耐震化や防水対策等の耐災害化の実施を検討する。	
		7-4 風評被害による二次被害の発生	共通	○	○	○	○	○	情報処理体制の強化・情報処理能力の向上【再掲】	・災害発生後の情報収集・避難情報発令の実効性を向上させるための関係機関と連携した情報受伝達に関する研修・訓練を実施する。【再掲】	
		7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	共通	○	○	○	○	○	農地・農業水利施設等の保全管理、森林整備・保全活動	・間伐等の森林整備が適かつ十分に行われないことにより、森林の有する雨水等による土壤の侵食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能が著しく低下するため、適切な森林保全管理等の整備を実施する。 ・野生鳥獣対策を推進するとともに、里山活動団体等の多様な主体による森づくりを支援する。	
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の遅延	8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興の遅延	共通	○	○	○	○	○	多災害を考慮した受援体制の整備・強化【再掲】、災害廃棄物処理体制の整備【再掲】	・搬送経路等を考慮した災害廃棄物の仮置き場を確保する。【再掲】 ・災害廃棄物処理における長生郡市広域市町村圏組合との連絡体制や役割分担、実施手順等の実効性確保のため、長生郡市広域市町村圏組合と連携した災害廃棄物処理に関する研修・訓練を実施する。【再掲】	
		8-2 復旧・復興を担う人材の不足による復旧・復興の遅延	共通	○	○	○	○	○	防災を担う人材の育成【再掲】、地域の復旧・復興に資する担い手の確保	・地域の復旧・復興に関して、地域が町をはじめとした関係機関と円滑にコミュニケーションをとることができるよう、地域の代表的な立場として地域のリーダーの役割を持つ住民を発掘し、平時から関係を構築する。 ・各種団体と締結して、協定を踏まえた災害復旧・復興に資する防災訓練や道路啓開訓練を実施する。	
		8-3 関係機関の情報共有・連携が停滞することによる復旧・復興の遅延	共通	○	○	○	○	○	情報処理体制の強化・情報処理能力の向上【再掲】、防災関係機関との連携強化【再掲】	・災害発生後の情報収集・避難情報発令の実効性を向上させるための関係機関と連携した情報受伝達に関する研修・訓練を実施する。【再掲】	
		8-4 広域地盤沈下等で広域・長期にわたる浸水被害の発生による復旧・復興の遅延	津波、豪雨	○	○	○	○	○	下水道施設等の対災害化・維持管理【再掲】	・下水道施設における耐震化や浸水対策等の耐災害化を実施する。【再掲】	
		8-5 貴重な文化財や環境的資産、地域コミュニティの喪失による有形・無形文化の衰退・損失	共通	○	○	○	○	○	自助・共助による地域防災力強化の支援【再掲】、防災を担う人材の育成【再掲】、文化財の防災対策	・自主防災組織の結成促進を実施する。 ・企業・住民が連携した地域防災力向上の取組支援を実施する。【再掲】	
		8-6 生活・事業再建に関する手続きが進まないことによる復旧・復興の遅延	共通	○	○	○	○	○	早期の生活再建に向けた保険・共済等への加入促進、地籍調査の促進、生活再建支援	・住民等に対して地震保険や火災保険、水害保険・共済等への加入促進を実施する。 ・地震、洪水、土砂災害等の被害から土地境界等が不明確になり、災害等からの復旧・復興が大幅に遅れる事態が発生するため、地籍調査を町全区域で実施する。	